

次期おおた障がい施策推進プラン（大田区障害者計画、第7期大田区障害福祉計画、第3期大田区障害児福祉計画、大田区発達障がい児・者支援計画）骨子（概要）

第1章 計画策定の概要

- 計画策定の趣旨と背景
 - 法改正、基本指針の見直しや上位計画の見直し事項などを掲載します。
- 計画の位置づけ
- 他の計画等との関係
 - 「大田区基本構想」の実現に向けた個別計画や、上位計画の「大田区地域福祉計画」など、関連する計画と整合を図っています。
 - 障害者基本法、障害者総合支援法及び児童福祉法に基づく3つの法定計画と、区独自の計画である「大田区発達障がい児・者支援計画」の一体計画です。
- 基本理念

≪基本理念≫

障がい者が地域で自分らしく安心して暮らせるまちをつくりまします
- 理念の実現に向けて

(1)基本目標

基本目標1 自分らしく いきいきと暮らし続けられるまち

基本目標2 互いを理解し つながり 支えあうまち

基本目標3 尊厳や権利が守られ 安全・安心に生活できるまち

(2)取組の横断的な視点

 - 分野横断の包括的なチーム支援
 - 地域の多様な主体の参加推進
 - 早期把握・早期支援の推進
- 計画の期間
 - 令和6年度から令和8年度まで(3年間)
- 計画策定の体制

第2章 大田区の障がい者の状況と施策の課題

- 大田区の障がい者の状況(数値:令和4年3月31日現在)
 - 身体障害者手帳:19,887人
 - 愛の手帳:4,942人
 - 精神障害者保健福祉手帳:6,160人
 - 自立支援医療(精神通院):18,089人
 - 難病医療費等助成:7,651人
 - 通所受給者証(手帳無):867人
- 前計画における主な取組み
- 実態調査等に基づく障がい者施策の課題
 - 令和4年度大田区障がい者実態調査や前計画の事業評価等に基づき、区における障がい者施策の課題を抽出した上で、大田区障がい者施策推進会議の意見等を踏まえて、本計画において取り組むべき施策課題を抽出いたしました。

第3章 施策の展開

1 施策の体系(案)

基本目標	施策目標	個別施策
基本目標1 自分らしく いきいきと 暮らし続けられるまち	1-1 障害福祉サービス等の充実	1-1-1 日中活動の場の整備
		1-1-2 緊急時の受入体制の充実
		1-1-3 新規追加 人材確保・育成・定着支援の充実 ①
		1-1-4 サービスの質の確保・向上
		1-2 希望する暮らしの実現
		1-2-1 居住の場の確保・充実
	基本目標2 互いを理解し つながり 支えあうまち	1-2-2 地域生活移行支援の充実
		1-3 社会参加・社会活動の充実
		1-3-1 就労支援の充実
		1-3-2 余暇活動の充実
		1-4 保健・医療支援体制の充実
		1-4-1 保健・医療支援体制の充実
基本目標3 尊厳や権利が守られ 安全・安心に 生活できるまち	1-5 障がい児支援の充実	
	1-5-1 教育の充実	
	1-5-2 保育の充実	
	1-6 障がい特性に応じた支援の充実	
	1-6-1 発達障がい者支援の充実	
	1-6-2 高次脳機能障がい者支援の充実	
基本目標2 互いを理解し つながり 支えあうまち	2-1 相談支援体制の充実・強化 ②	
	2-1-1 相談支援体制の充実・強化 ②	
	2-1-2 地域ネットワークの充実	
	2-2 障がいへの理解促進	
	2-2-1 障がいを理由とする差別の解消の推進	
	2-2-2 新規追加 意思疎通支援・情報保障の促進 ③	
基本目標3 尊厳や権利が守られ 安全・安心に 生活できるまち	2-2-3 地域との交流の充実	
	3-1 防災・防犯対策の推進	
	3-1-1 災害時相互支援体制の整備	
	3-1-2 福祉避難所の体制整備	
	3-1-3 防犯対策の充実	
	3-2 権利を守るまちの実現	
3-2-1 障がい者虐待防止等の推進		
3-2-2 成年後見制度等権利擁護支援の充実		
3-2-3 ユニバーサルデザインのまちづくりの推進		

2 個別施策
○各個別施策の具体的な取組内容を掲載します。

第3章 施策の体系の主な変更点の概要

- ① 人材確保・育成・定着支援の充実(追加)**

実態調査等からは、福祉人材の確保・育成・定着を支援し、サービスの質を向上させることが求められていることが分かりました。また、区が推進している包括的な相談支援体制の構築にも福祉人材の質的向上、人材の確保が課題となっています。
⇒各分野における福祉人材の確保、育成、定着支援を充実させていきます。
- ② 相談支援体制の充実・強化**

障がい者の高齢化、ダブルケア等、複合的な課題に対応することや、精神障がい者の相談支援などの強化が求められています。
⇒関係機関と連携し、本人の意思を尊重した包括的な相談支援体制を強化していきます。
- ③ 意思疎通支援・情報保障の促進(追加)**

大田区では令和2年9月に、「大田区手話言語及び障害者の意思疎通に関する条例」を施行しました。令和4年5月には、「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」が施行されました。
⇒障がい理解の促進及び、手話が言語であることへの理解や、障がいの特性に応じた意思疎通支援・情報保障を促進します。

第4章 障害福祉サービス等の推進 (国の基本指針から)

- 障害福祉サービス等の提供体制の確保に向けて
 - (1)地域生活支援の充実
 - (2)福祉施設の入居者の地域生活への移行
 - (3)福祉施設から一般就労への移行等
 - (4)障がい児支援体制の整備等
 - (5)発達障がい者支援事業の推進(区独自)
 - (6)相談支援体制の充実・強化等
 - (7)精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
 - (8)障害福祉サービス等の質の向上
- サービス見込量と確保のための方策
 - 障害福祉サービス等の見込量等を定めます。

第5章 計画の推進に向けて

- 計画の推進体制
- 計画の進行管理
- 計画のモニタリング
 - 計画の進捗状況を把握し、「大田区障がい者施策推進会議」において、計画の実施状況に関する評価・検証を行うために、モニタリング指標を設定します。
 - 指標を活用し、計画の進行管理を行うとともに、必要に応じて見直しや改善を行います。

第6章 参考資料